

ほこしゅ
保護者のみなさまおおさかしりついちおかしょうがっこく
大阪市立市岡小学校
こうちょう なかたに かずひろ
校長 中谷 和博

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。(Vol. 2)
 じどうぎやくたい
 一児童虐待って何でしよう?—

こんかい じどうぎやくたい ていき
 今回は、児童虐待の定義などについて、「児童虐待の早期発見と防止 子どもの
 あんしん てび きょうしょくいん てび つか けいしき かんが
 『安心』への手引き(教職員の手引き)」を使って、Q&A形式で考えてみます。



Q1 : 児童虐待はどのように定義されていますか?

A1 : 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条には次のように定められています。

「児童虐待」とは、保護者(親権を行なう者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行なう次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。[身体的虐待]
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。[性的虐待]
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。[ネグレクト(養育の怠慢・拒否)]
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。[心理的虐待]

Q2 : 「躾」であれば、虐待ではないのですか?

A2 : 子どもの虐待死事件の多くは、いわゆる「躾」という名のもとに行われた暴力によって発生しています。たとえ保護者が子どものためを思って行われた行為であっても、また「躾」として行われた行為であっても、暴力が子どもの成長に役立つはずがありません。「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げとなる行為」は全て虐待にあたると考える必要があります。つまり、虐待にあたるかどうかは、子どもにどのようなことがなされているのか、子どもにどのような影響があるかを基準にすべきで、親にどのような意図があるかは

かんけい かんが
関係がないと考
えるべきです。

Q3：夫婦間の暴力も子どもへの虐待になるのでしょうか？

A3：たとえ保護者が子どもに直接暴力をふるわなくとも、子どもが同じ家庭の中で親同士の暴力を目撃したり、暴力的な環境に身を置いていたりすること自体が、子どもの心を深く傷つけることから、「児童虐待防止法」において、心理的虐待のひとつとして明記されました。
なお、きょうだいに対する虐待についても、他のきょうだいの心理的虐待にあたります。
保護者自身が児童虐待を行っていなくても、家族・同居人等が児童に虐待行為を行っているのを知っていて、放置したり黙認したりしている場合には、保護者のそのような行為 자체が虐待となります。

Q4：児童虐待を発見した場合は、どうしなければいけないのですか？

A4：児童福祉法第25条には次のように書かれています。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

※ 要保護児童とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことです。

また、この規定を受けて、児童虐待防止法第6条では、

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

と定めています。

したがって、教職員を含め、虐待の疑いのある児童を発見した者はすべて、児童相談所（大阪市の場合は、大阪市こども相談センターまたは区保健福祉センター子育て支援室）に通告しなければならない義務を負っています。

この場合、虐待が確実なものである必要はありません。実際に虐待があるかどうかの調査や判断は通告を受けた機関が行ないますので、発見者が虐待の存在を証明する責任を負わされることはありません。

さらに、学校・児童福祉施設・病院等児童の福祉に業務上関係のある団体やその職員等は児童虐待の早期発見に努めなければなりません。



189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来

【「児童虐待防止推進月間」における標語 令和2年度最優秀作品】

※ 「189」は、児童相談所虐待対応ダイヤルです。